

## 総会議事規程

平成 24 年 4 月 1 日 制 定

平成 27 年 3 月 18 日 一部改正

### 第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は、定時総会及び臨時総会を民主的、かつ能率的に運営することを目的とする。

第 2 条 総会は、当日出席会員をもって構成する

第 3 条 会員は、議長の統制に服し、その許可を得て発言する

2 会員は、会議の開会時刻を守るとともに閉会以前に退席しようとするときは、議長の許可を要する。

第 4 条 議案は、原則として 1 件ずつ審議される。

第 5 条 議事は、原則として公開される。

### 第 2 章 招 集

第 6 条 定款第 14、15 条に基づき、総会を招集しようとする時、会長はその 2 週間前までに開会の日時、議案、その他の必要事項を理事に通知し、資料を送付する。ただし、緊急を要するときはこの限りではない。

### 第 3 章 資格審査委員会

第 7 条 総会は、会員の資格を審査し、かつ総会の成立の可否を審査するため、資格審査委員会を設ける。

第 8 条 資格審査委員会は、会員より 3 名の委員で構成する。その委員は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

第 9 条 資格審査委員会は互選によって委員長を置く。

2 資格審査委員長は、審査の結果を総会に報告する。

第 10 条 資格審査の方法は、資格審査委員会で定める。

第 11 条 資格審査委員の任期は 2 年とし、欠員が生じたときは委員の補充を行う。その場合の任期は前任者の残存期間とする。

### 第 4 章 総会運営委員会

第 12 条 総会は、民主的、かつ能率的に運営するために、総会運営委員会を設ける

第 13 条 総会運営委員会は、会員より 3 名の委員で構成する。その委員は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

第 14 条 総会運営委員会は、互選によって委員長を置く。

第 15 条 総会運営委員会は、総会の付託に基づいて次の事項を審議し、その結果を総会に諮り、承認を得たうえで実施する。

- (1) 議長団の選出
- (2) 議場混乱時の収拾
- (3) 役員を選任候補者の届出の受理、資格審査および候補者氏名の発表
- (4) 役員選任の告示
- (5) 役員選任における開票の管理および投票の有効、無効の判定
- (6) 役員選任投票結果を総会に報告する
- (7) その他総会運営についての必要事項

第16条 総会運営委員の任期は2年とし、欠員が生じたときはときは委員の補充を行う。その場合の任期は前任者の残存期間とする。

## 第5章 議長及び職員

第17条 総会は、議事運営のため議長を1名、副議長を1名、書記若干名、採決係若干名、会場整理係若干名の職員を置く。

2 職員は総会の承認を得て議長が指名し、必要に応じて、総会の構成員以外の会員または非会員の中より選ぶことができる。

第18条 議長は会議を統括して議場の秩序を保持し、かつ議事の整理を行う。

第19条 副議長は議長を補佐し、議事が円滑に進行するよう配慮する。議長がやむを得ず交代しなければ成らない状態の時は、議長は議場に議長交代を宣言し副議長が議長の任に就く事が出来る。

第20条 書記は、議長と各種委員会の指示によって、総会事務を処理する。採決係は採決の結果を集計する。会場整理係は場内外の整備にあたる。

## 第6章 議 事

第21条 発言ないし動議は、上程されている議題に関係し議事規程にかなっていないなければならない。

2 動議に提案がなされたときは、議長は会議に諮りその採否を決めなければならない。

第22条 前条の定めにかなっていない発言ないし動議を議長は拒否することができる。

2 この議長の措置に対し不満の者は、総会運営委員会を経て、異議を申し立てることができる。ただし、この申し立ては10名以上の支持を必要とする。

## 第7章 採 決

第21条 議長は採決しようとする議案の内容と採決の方法を明瞭に会議に告げ、その確認を得た上で採決に入ることを宣言する。

第22条 採決宣言後は、その採決の完了まで緊急事態の発生を除いては、会員の発言を一切認めない。

第23条 採決の方法は、挙手、起立、記名及び無記名投票の4種とし、その選用しようとする方法を会議に諮って採決する。

ただし、その採決の方法は挙手による。採決の順番は、原則として原議案に対する反対、保留、賛成の順序で行う。会員はすでに行われた表決の更正を求めることはできない。

## 附 則

1. この規程を改廃するときは理事会の議決によらなければならない。
2. この規程に定めない事項は、その都度必要に応じて総会で定め、その総会のみ効力をもつ。
3. この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。
4. この規程は平成 27 年 3 月 18 日から施行する。